

第 1 号議案

平成 3 0 年 度

亀岡市一般会計補正予算（第 6 号）

平成30年度亀岡市一般会計補正予算（第6号）

平成30年度亀岡市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

1, 220, 700千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33, 075, 500千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

平成30年11月26日提出

亀岡市長 桂川 孝裕

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		千円 9,777,934	千円 247,417	千円 10,025,351
	1 市民税	4,520,057	90,000	4,610,057
	2 固定資産税	4,289,786	143,000	4,432,786
	3 軽自動車税	230,580	10,417	240,997
	7 都市計画税	207,805	4,000	211,805
13 分担金及び負担金		521,223	23,825	545,048
	1 分担金	1,148	23,825	24,973
14 使用料及び手数料		703,138	1,358	704,496
	2 手数料	374,104	1,358	375,462
15 国庫支出金		4,550,181	325,211	4,875,392
	1 国庫負担金	3,814,162	326,608	4,140,770
	2 国庫補助金	713,968	△1,397	712,571
16 府支出金		2,846,538	239,440	3,085,978
	1 府負担金	1,502,965	29,268	1,532,233
	2 府補助金	1,145,756	86,172	1,231,928
	3 府委託金	197,817	124,000	321,817
18 寄附金		211,216	188,884	400,100
	1 寄附金	211,216	188,884	400,100
19 繰入金		1,253,922	7,451	1,261,373
	2 基金繰入金	1,235,064	7,151	1,242,215
	3 財産区繰入金	8,704	300	9,004
21 諸収入		286,283	3,814	290,097
	6 雑入	238,102	3,814	241,916
22 市債		2,353,900	183,300	2,537,200

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	1 市債	2,353,900	183,300	2,537,200
歳入合計		31,854,800	1,220,700	33,075,500

2 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 3,961,429	千円 350,894	千円 4,312,323
	1 総務管理費	3,052,893	330,557	3,383,450
	4 選挙費	80,024	14,000	94,024
	7 環境交通対策費	324,508	6,337	330,845
3 民生費		12,592,205	158,240	12,750,445
	1 社会福祉費	6,285,307	139,059	6,424,366
	2 児童福祉費	4,912,157	18,181	4,930,338
	4 災害救助費	28,572	1,000	29,572
4 衛生費		2,616,293	29,230	2,645,523
	1 保健衛生費	1,401,993	2,145	1,404,138
	2 清掃費	1,214,300	27,085	1,241,385
6 農林水産業費		1,154,094	113,037	1,267,131
	1 農業費	899,195	237	899,432
	3 林業費	110,709	112,800	223,509
7 商工費		354,195	13,475	367,670
	1 商工費	354,195	13,475	367,670
8 土木費		2,762,572	14,667	2,777,239
	2 道路橋梁費	680,709	1,567	682,276
	4 都市計画費	1,771,059	4,000	1,775,059
	5 住宅費	242,941	9,100	252,041
10 教育費		2,449,458	25,490	2,474,948
	2 小学校費	765,420	8,566	773,986
	3 中学校費	291,440	13,623	305,063
	5 社会教育費	762,166	3,301	765,467

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 災害復旧費		千円 244,709	千円 515,667	千円 760,376
	1 農林水産施設災害復旧費	123,100	102,324	225,424
	2 公共土木施設災害復旧費	109,409	411,604	521,013
	4 厚生労働施設災害復旧費	0	1,739	1,739
歳 出 合 計		31,854,800	1,220,700	33,075,500

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
選 挙 業 務 委 託 経 費	平成 30 年度から 平成 31 年度まで	千円 4, 9 5 0
財 務 会 計 シ ス テ ム 改 修 経 費	平成 30 年度から 平成 31 年度まで	千円 8 0 0
公 立 保 育 所 改 修 経 費	平成 30 年度から 平成 31 年度まで	千円 6 6, 2 0 0
塵 芥 処 理 事 務 経 費	平成 30 年度から 平成 31 年度まで	千円 3, 8 0 0
塵 芥 処 理 施 設 運 転 管 理 業 務 委 託 経 費	平成 30 年度から 平成 33 年度まで	千円 5 1 0, 9 0 0
塵 芥 処 理 施 設 管 理 業 務 委 託 経 費	平成 30 年度から 平成 31 年度まで	千円 2 6, 1 0 0
粗 大 ご み 運 搬 等 業 務 委 託 経 費	平成 30 年度から 平成 31 年度まで	千円 5 4, 9 0 0
し 尿 収 集 運 搬 業 務 委 託 等 経 費	平成 30 年度から 平成 31 年度まで	千円 4 5, 5 0 0
し 尿 処 理 施 設 衛 生 環 境 対 策 経 費	平成 30 年度から 平成 32 年度まで	千円 2 2 7, 8 0 0

第3表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
社会福祉施設整備事業	千円 1,500 (ただし、発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額)	(1)普通貸借 (2)証券発行 (3)本債にかわる短期債を起すことができる。	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
現年発生公共土木施設災害復旧事業	142,400	〃	〃	〃
現年発生農林水産施設災害復旧事業	23,500	〃	〃	〃
計	167,400			

2 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
児童福祉施設整備事業	千円 22,300 (ただし、発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額)	(1)普通貸借 (2)証券発行 (3)本債にかわる短期債を起すことができる。	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 29,000 (ただし、発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額)	(1)普通貸借 (2)証券発行 (3)本債にかわる短期債を起すことができる。	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
中学校施設整備事業	12,900 〃	〃	〃	〃	22,100 〃	〃	〃	〃
計	2,353,900				2,369,800			